

診断結果

アンケートにお答えいただいた結果、貴社におかれましては
お取り組み次第で以下の助成金を活用できる可能性がございます。

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

NO.1

労働者の労働環境の向上を図るため、雇用管理改善につながる制度等を導入・実施し、離職率の低下に取り組んだ事業主に対し、賃金および経費の一部が助成されます。

両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）

NO.2

育児休業や育児短時間勤務を取得・利用する従業員の業務を代替するための体制整備を行った中小企業に対して助成されます。

人材開発支援助成金（人材育成支援コース）

NO.3

事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識および技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部が助成されます。

働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）

NO.4

働き方改革の推進と共に、生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業に対して助成されます。

キャリアアップ助成金（正社員化コース）

NO.5

有期契約労働者等を正規雇用労働者や多様な正社員等に転換または直接雇用した事業主に対して助成されます。

両立支援等助成金（出生時両立支援コース「子育てパパ支援助成金」）

NO.6

男性労働者が育児休業・育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りの取り組みを行い、実際に利用させた中小企業に対して助成されます。

特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）

NO.7

就職氷河期世代を含む中高年層のうち、就職の機会を逃したこと等により正規雇用に就くことが困難な方を、公共職業安定所または職業紹介事業者等の紹介によって正規雇用労働者として雇い入れた事業主に対して助成されます。

65歳超雇用推進助成金（高年齢者評価制度等雇用管理改善コース）

NO.8

高年齢者の活用促進のため、雇用管理制度の整備等に係る措置を実施した事業主に対して助成されます。

トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）

NO.9

事業主等が、就職が困難な障がい者を、公共職業安定所または職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用を行う場合に助成されます。

人材開発支援助成金（人への投資促進コース）

NO.10

デジタル人材・高度人材を育成する訓練、労働者が自発的に行う訓練への支援、定額制訓練（サブスクリプション型）等を実施する事業主に対し賃金および訓練経費の一部が助成されます。

次ページ以降、それぞれの助成金について解説いたします。

診断結果

アンケートにお答えいただいた結果、貴社におかれましては
お取り組み次第で以下の助成金を活用できる可能性がございます。

両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）

NO. 11

労働者に介護休業を取得させた場合または介護のための両立支援制度を利用させた中小企業に助成されます。

人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）

NO. 12

新規事業の立ち上げなどの事業展開に伴い、事業主が雇用する労働者に対して新たな分野で必要となる知識および技能を習得させるための訓練を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部が助成されます。

両立支援等助成金（育児休業等支援コース）

NO. 13

労働者に育児休業を取得させ、職場復帰させた中小企業に対して助成されます。

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

NO. 14

すべて、または一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給させた事業主に対して助成されます。

働き方改革推進支援助成金（勤務間インターバル導入コース）

NO. 15

勤務間インターバル制度の導入に取り組む中小企業に対して助成されます。

キャリアアップ助成金（社会保険適用時待遇改善コース）

NO. 16

労働者に社会保険を適用させる際に、「社会保険適用促進手当」の支給等によって労働者の収入を増加させた事業主に対して助成されます。

働き方改革推進支援助成金（業種別課題対応コース）

NO. 17

生産性を向上させ、時間外労働の削減、週休2日制の推進や医師の働き方改革推進に向けた環境整備に取り組んだ経費の一部が助成されます。

人材確保等支援助成金（テレワークコース）

NO. 18

テレワークに係る制度を新たに整備し、テレワークを実施可能とする取り組みを行う中小企業、所定のテレワーク実績基準および離職率目標を満たした中小企業に対して助成されます。

業務改善助成金

NO. 19

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業に対して助成されます。

障害者介助等助成金（職場支援員の配置または委嘱助成金・職場復帰支援助成金）

NO. 20

雇い入れるまたは継続して雇用する障がい者の雇用管理のために、必要な介助者等を配置または委嘱、職場復帰のために必要な職場適応措置を行う事業主に対して助成されます。

次ページ以降、それぞれの助成金について解説いたします。

診断結果

アンケートにお答えいただいた結果、貴社におかれましては
お取り組み次第で以下の助成金を活用できる可能性がございます。

NO.21 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）

労働者に技能実習を受講させた建設事業主に対し賃金および経費の一部が助成されます。

NO.22 両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース）

育児期の柔軟な働き方に関する制度等を導入した上で、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」により制度利用者を支援した中小企業に助成されます。

NO.23 キャリアアップ助成金（賞与・退職金制度導入コース）

有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給または積み立てを実施した事業主に対して助成されます。

NO.24 65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）

65歳以上への定年の引き上げや、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入等を行った事業主に対して助成されます。

NO.25 人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））

若年および女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業や、建設工事における作業についての訓練を推進する活動を行った建設事業主に対し、賃金および経費の一部が助成されます。

NO.26 両立支援等助成金（不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース）

女性の健康課題に対応するために利用可能な両立支援制度の利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療や女性の健康課題に関する労働者の相談に対応しつつ、両立支援制度を取得、利用させる中小企業事業主に対して助成されます。

NO.27 人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）

労働者に対して、有給教育訓練休暇制度または長期教育訓練休暇制度を導入し、実施した事業主に対し助成されます。

NO.28 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）

中途採用者の雇用管理制度を整備し、中途採用の拡大を図った事業主に対して助成されます。

NO.29 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、労働者の賃金を上昇させた出向元事業者に対して、その出向に要した賃金や経費の一部が助成されます。

NO.30 特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患者雇用開発コース）

発達障がいのある方や難病のある方を、公共職業安定所等の紹介により雇い入れる中小企業に対して助成されます。

次ページ以降、それぞれの助成金について解説いたします。

診断結果

アンケートにお答えいただいた結果、貴社におかれましては
お取り組み次第で以下の助成金を活用できる可能性がございます。

NO.31 トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

職業経験、技能、知識の不足などにより就職が困難な求職者を、公共職業安定所または職業紹介事業者等の紹介により、試行的に雇用する事業主に対して賃金の一部が助成されます。

NO.32 65歳超雇用推進助成金（高年齢者無期雇用転換コース）

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して助成されます。

NO.33 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

高年齢者・障がい者等の就職が困難な者を、公共職業安定所または職業紹介事業者等の紹介により雇い入れた場合、賃金の一部が助成されます。

NO.34 雇用調整助成金

雇用調整を余儀なくされた事業主の方に対し労働者の失業の予防を図るため、賃金負担の一部が助成されます。

NO.35 人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）

外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行い、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して、経費の一部が助成されます。

NO.36 キャリアアップ助成金（賃金規定等共通化コース）

有期契約労働者等に対して、正規雇用労働者と共に職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用した事業主に対して助成されます。

NO.37 障害者能力開発助成金

障がい者の雇用促進や雇用の継続をはかるため、障がい者の職業に必要な能力を開発、向上を目的とした教育訓練を継続的に実施する施設の設置・運営を行った事業主に対して、その費用の一部が助成されます。

NO.38 キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）

障がい者の雇用を促進するとともに職場定着を図るために、労働者を雇用転換する措置を継続的に講じた事業主に対して助成されます。

NO.39 早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）

離職を余儀なくされる方を、早期に期間の定めのない労働者として雇い入れる事業主に対して助成されます。

NO.40 早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）

離職を余儀なくされる方に対する計画的な労働移動支援への取り組みを行う事業主に対して助成されます。

次ページ以降、それぞれの助成金について解説いたします。